



鳥取県公報

平成17年7月21日(木)
号外第114号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (569) (経営支援課)	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正 (570) (＼)	2

告 示

鳥取県告示第569号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成17年7月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成17年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
略		略	
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	略
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント		
略		略	

鳥取県告示第570号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成17年7月21日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定

による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成17年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率	
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号及び第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号及び第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	略	1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	略
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	略			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	略
	(2) 大企業に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	略		(2) 大企業に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	略
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	略			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	略
2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	略	2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	略
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	略			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	略
	(2) 大企業に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	略		(2) 大企業に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	略
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	略			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	略
3 略					3 略				